

問29 改正後の消費者契約法の規定については、いつの時点を基準として適用されるのですか。

(答)

1. 一般的に法の適用については不遡及であるとされている点を踏まえ、過量な内容の消費者契約の取消し、重要事項の範囲の拡大及び取消権の行使期間の伸長といった意思表示の取消しに係る規定は、意思表示がなされた時点を中心としてしています。また、消費者の解除権を放棄させる条項の無効及び「民法の規定による」という文言の削除といった消費者契約の条項の無効に係る規定は、消費者契約の締結時を中心としています(注)。

(注) 取消権を行使した消費者の返還義務に関する規定は、消費者契約に基づく債務の履行として給付を受けた時を中心としています。

2. なお、勧誘時を中心としていないため、事業者が、消費者契約法の一部を改正する法律の施行前に勧誘をした場合であっても、消費者が同法の施行後に消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたのであれば、意思表示の取消しに係る規定は適用されます。

(参考) 改正後の消費者契約法の適用基準時

